

ショートステイ にじの郷

重要事項説明書

2024年4月1日現在

1. 目的

ショートステイにじの郷は、介護保険法による施設として、要支援・要介護の認定を受けている方に対し適切な介護サービスを提供することを目的としています。

2. 運営方針

① 住み慣れた自宅のような空間

「施設」ではなく「自宅」のようなくつろぎの生活空間を作ります。ご利用者の人権を尊重し、その人らしい暮らし・その人本来の生活が送れるように各自の有する能力に応じて自立した日常生活を安心・安全に営むことができるよう努めます。

また、ご利用者に寄り添いご家族との絆を大切にし、ご家族からも理解と信頼が得られるよう努めます。

② 地域との連携

ご利用者の尊厳を尊重し、住み慣れた地域で安心・安全な生活が営めるよう「生活の質」や「介護の質」の確保とともに、地域で信頼され喜ばれる介護サービスの提供に努め、地域における福祉サービスの向上に貢献します。

地域や家庭との繋がりを大切にし、保険者、居宅介護支援事業者、他の介護保険施設、その他保健医療福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

③ 人材育成

職員は「その人らしさ」実現のための生活支援者であり、やさしさと思いやりをもって支援を行います。

職員が、常にやりがいと感謝の気持ちを持ち、家族・地域・ボランティアの方々と協力し、誰からも望まれる介護を研究実践します。

職員の専門性の向上を図り、ご利用者の尊厳を重視した質の高いサービスの提供に努めます。

3.事業所の概要

サービス名	(介護予防) 短期入所生活介護
施設名称	ショートステイ にじの郷
所在地	福島県いわき市小名浜岡小名字山ノ神 27 番地 1
介護保険指定番号	0770408326
連絡先	電話：0246-73-0266 FAX：0246-38-5541

4.職員体制 () は特養との兼務

従事者の職種	常勤	非常勤	職務内容
管理者	(1)		従業員の指導管理
生活相談員	(1)		相談、他事業所との連携
介護・ 看護職員	看護師	1	サービス計画に基づく看護
	介護職	7	サービス計画に基づく介護
機能訓練指導員 (看護職員兼務)	(1)		機能回復、機能維持の為の訓練指導
管理栄養士	(1)		献立作成、栄養指導、食事管理、栄養マネジメント
事務職	(1)		請求業務等

5.職員の勤務体制

管理者	8：30～17：30
生活相談員	8：30～17：30
管理栄養士	8：30～17：30
看護職員・介護職員	6：30～15：30/7：00～16：00/7：30～16：30/8：00～17：00/8：30～17：30/9：00～18：00/10：00～19：00/11：00～20：00/13：00～22：00/22：00～7：00
事務員	8：30～17：30

6.利用定員について

定員 20 名 (ユニット名 たんぽぽ 10 名 すずらん 10 名)

7.サービス内容について

○食事について

管理栄養士の立てる献立表により、ご利用者の身体状況に配慮した食事を提供します。

食事のキャンセルに関しては、事前に申し出が必要です。配膳後に食べなかった分に関しましては、キャンセルの対象になりません。

食事代は朝食：400 円 昼食：600 円 夕食：500 円 (限度額認定証をお持ちでない場合) です。

○入浴について

2泊3日までの利用は1回入浴、それ以上の利用の方は週2回を予定しています。入浴日の指定は行えません。身体状況に応じて機械浴で対応する場合がございます。ただし、身体・体調の状況によっては清拭となる場合がございます。

○排泄について

トイレへの誘導を行い、自立排泄のお手伝いをします。また、必要な方に関してはそれぞれのご利用者に適したオムツを選択し、尊厳に配慮した交換を行います。

○生活について

個人の尊厳に配慮し、身だしなみを整えたり、口腔ケア、シーツ交換や室内の清掃などを行います。

○レクリエーション（機能訓練）について

ご利用者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操などを通じた訓練を行います。また、ご利用者の選択に基づき趣味や趣向に応じた創作活動の場を提供いたします。季節の行事やレクリエーションへも参加できます。

○相談支援について

利用中のことや今後の方向性など、ご相談をお受けします。

○理美容について

月1回予定 料金表参照（訪問事業所：ビューティーサポートいわき）

8.送迎について

送迎はご家族で行う送迎と施設で行う送迎を選択することができます。施設で実施する場合はお迎えの前日（夕方）に送迎時間をお知らせします。送迎時間は指定することはできず、ご都合にそえない場合がございますのでご了承ください。また、道路状況により15分程度前後する可能性もあります。

9.利用料金について

重要事項説明書別紙、料金表を参照下さい。

利用途中にサービスを中止して退所する場合、退所までの日数をもとに計算します。月をまたいでのご利用に関しては一度、月末締めとさせていただいており、翌月分は再度請求書をお送りします。退所する時間帯によっては食事のキャンセルが間に合わない場合があり、食事代が発生しますのでご了承ください。

10.お支払い方法

当月分の請求書を翌月15日までに郵送等でお渡しいたします。「現金」もしくは「指定口座振込」でのお支払いとなります。翌月の25日までにお支払いしていただき、入金確認できましたら、領収書を発行いたします。

11.料金変更

介護給付費体系の変更があったとき、又は利用者の介護度に変更があった場合は、当該サービス利用料金を変更する場合がございます。

12.利用の中止

以下の場合、利用期間中でもサービスを中止し、退所させていただきます。

- ・利用者が退所を希望したとき
- ・利用開始当日の健康チェックの結果、体調が悪かったとき
- ・利用中に体調が悪くなったとき
- ・他の利用者の生命または健康に重大な影響を与える行為があったとき

利用開始予定日当日、体調不良などで利用中止する場合は当日9時までに当施設へご連絡ください。連絡時間を過ぎますと昼食分の食事代が発生します。

13.医療について

施設にて発熱など体調の変化がみられた場合は利用を中止させていただくことがあります。発熱等の体調不良、転倒などによる外傷がある場合、受診はご家族でお願い致します。

家族対応をお願いする理由：利用者に医療的処置や入院等が必要となり、医師や医療機関より判断を求められた場合、ご家族でなければ判断ができないためです。

また、緊急時は予め確認させていただく、緊急時の医療機関に連絡をとる場合があります。

緊急については、状態により応急処置として、心臓マッサージ及びAEDによる除細動等必要な心肺蘇生法を行う場合や搬送を行う場合がございます。

協力医療機関：小名浜生協病院・せいきょうクリニック

14.契約の終了

ショートステイ利用中でなければ、いつでも連絡をいただければ解約できます。解約となった場合はその後の利用予定を消去させていただきます。

○ 次の場合には契約終了とさせていただきます。

《自動終了》

- ・利用者様が介護保険施設へ入所したとき
- ・利用者様の要介護認定が、自立（非該当）と認定されたとき
- ・利用者がお亡くなりになったとき

《利用者様からの契約終了》

次に掲げる事由に該当した場合においても、ご利用者はサービスを終了することができます。

- ・事業所が契約内容の変更を申し出、これに同意しないとき
- ・居宅サービスが変更され、にじの郷が外されたとき
- ・事業所が正当な理由なくサービスを提供しないとき
- ・事業者が守秘義務に反したとき

《事業所からの契約終了》

次に掲げる事由に該当する場合は、当事業所からサービスを終了させていただ

く場合があります。

・ご利用者が、その心身の状況や病歴などの重要事項に関し不実の告知を行ったことにより、サービスを継続しがたい重大な事情が生じたとき

・ご利用者がサービス利用料の支払いを3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、15日以内に支払われないとき

・ご利用者やご家族等が当事業所や当事業所の従事者又は他の利用者に対し、この契約を継続し難い背信行為を行ったとき

・ご利用者又はそのご家族等が職員、他利用者に対し身体的暴力や精神的暴力、セクシュアルハラスメントなど職員や他利用者の心身に危害を生じ、又は生ずる恐れのある場合であって、その危害の発生又は再発生を防止することが著しく困難である等により、利用者に対して介護サービスを提供することが著しく困難になったとき

15.ご利用時の留意事項とご協力のお願い

○ 金品はできるだけ持ち込まないようにお願い致します。

○ 施設内は全面禁煙となっています。ご協力をお願いします。

○ 当施設の職員他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような、宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

○ ペットの持ち込みは、現在のところ禁止とさせていただきます。

○ 職員、他利用者に対する身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）、精神的暴力（人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）、セクシュアルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為）は禁止とさせていただきます。

16.身体拘束・行動制限について

当施設は、ご利用者の生命や身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、ご利用者に対する身体的な拘束その他行動を制限する行為を行いません。

ただし、やむを得ず（本人または他利用者の生命又は身体が危険にさらされる可能性が高い場合など）身体拘束や行動制限等を行う場合は慎重な検討を行い、ご家族の同意のもとに手引き等に従い適正に行います。

17.感染症について

インフルエンザやノロウィルスなどの感染症が流行することがあります。当施設でも感染症の予防やまん延の拡大に細心の注意を払っていますが、完全に予防することは困難です。空気・飛沫・接触などによるご利用者の感染に関しては、当施設での責任は負いかねます。ご利用者、ご家族のご理解をお願いします。

18.事故発生時の対応について

当施設では、ご利用者に対するサービスの提供により重大な事故が発生した場合は、速やかにご利用者のご家族に連絡を行うとともに、医師と看護師で然るべき対応をします。医療機関への受診が必要な場合には速やかに受診の調整を

行い、再発防止に努めます。また、骨折、入院加療を必要とし、ご利用者の要介護認定に影響を及ぼす可能性のある事故については、保険者へ連絡します。ご利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

損害賠償責任保険 保険会社：あいおいニッセイ同和損害保険(株)
保険内容：介護保険・社会福祉事業者総合保険

(損害賠償がなされない場合)

当施設は、以下の各号に該当する場合には、損害賠償責任を負いません。

- 1 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生したとき
- 2 契約者がサービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生したとき
- 3 契約者の急激な体調の変化等、事業者の実地したサービスを原因としない事由にもっぱら起因して損害が発生したとき
- 4 契約者が事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもっぱら起因して損害が発生したとき

《リスクについて》

ご利用者が快適で自律的な生活を送ることができるよう、安全な環境作りに努めております。しかし、ご利用者の身体状況や精神状況、ご病気に伴う様々な症状などが原因で、下記項目の危険性が伴う場合もあります。

ご自宅など普段の生活でも起こりうることで、十分ご留意いただきますようお願い申し上げます。ご家族のご理解とご協力をお願いいたします。

○歩行時の転倒、ベッドや車椅子からの転落による骨折、外傷、頭蓋骨内損傷の恐れがあります。

○当施設では原則として身体拘束を行わないことから、転倒・転落による事故の可能性がります。

○高齢者の骨はもろく、通常の対応でも安易に骨折する恐れがあります。

○高齢者の皮膚は薄く、少しの摩擦で表皮剥離ができやすい状態にあります。

○高齢者の血管はもろく、軽度の打撲であっても皮下出血ができやすい状態にあります。

○加齢や認知症の症状により、水分や食べ物を飲み込む力が低下します。

誤嚥・誤飲・窒息の危険性が高い状態にあります。

○高齢者であることにより、脳や心臓の疾患にて、急変・急死される場合もあります。

19.非常災害時の対応

防災マニュアルに対応して行います。避難訓練は防災計画により年 2 回実施し、防災計画は消防署へ提出します。

防火責任者：施設長 石山 淳

20.苦情について

当施設のサービスに対して苦情や要望がある場合は、苦情受付担当者（生活相談員 松浦）までお申し出ください。

受付時間 8：30～17：30

苦情解決責任者：施設長 石山 淳

苦情解決に関する規程に基づき、できる限りの対応させていただき、再発防止に努め、サービスの質の向上を目的に施設内の掲示板等で情報を公表していきます。

また、下記の機関や当施設が設置している苦情解決第三者委員に申し出ることもできます。

○第三者委員 鵜沼智恵子 電話：0246-52-0511

本田和弘 電話：0246-92-3701

((株)いわき市観光物産センター)

○福島県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口

住所：福島市中町 3-7 電話：024-528-0040

○いわき市介護保険課

住所：いわき市平字梅本 21 電話：0246-22-7467

○福島県運営適正化委員会 苦情解決部会

住所：福島市渡利字七社宮 111 電話：024-523-2943

21.守秘義務について

個人情報保護法に基づき個人情報保護に努めていきます。当施設ご利用にあたり、ご利用者やご家族へ情報の提供をお願いしておりますが、当施設では個人情報の取扱い規程等を整備しており利用目的以外に使用することはありません。

① 利用期間

介護サービス提供に必要な期間及び契約期間に準ずる。

② 利用目的

○利用者に関わる介護計画（ケアプラン）を立案や、円滑にサービスが提供されるために実施するサービス担当者会議での情報提供のため

○医療機関、福祉事業者、介護支援専門員、介護サービス事業者、自治体（保険者）及びその他社会福祉団体等との連絡調整のため

○にじの郷内のカンファレンス、施設内学習のため

○その他サービス提供に必要な場合

○上記に関わらず、緊急を要するときの連絡等の場合

③ 使用条件

○個人情報の提供は必要最低限の範囲内とし、サービス提供に関わる目的以外には決して利用しないこと。また、利用者とのサービス利用に関わる契約の締結前からサービス終了後においても、関係者以外の第三者に漏れることのないよう細心の注意を払うこと。

○個人情報を使用した会議の内容や相手方等について経過を記録し、請求があれば開示すること。

22.第三者評価の実施状況 なし